

彦根市パートナーシップ宣誓制度(素案)

1 趣旨

本市では、「彦根市人権尊重都市宣言」の理念に基づき、「彦根市総合計画」において「人権尊重のまちづくりの推進」を目指しています。誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、多様な価値観を認め合うことが必要です。近年、性の多様性については徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。

こうしたことから、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、「彦根市パートナーシップ宣誓制度」の導入により、性的マイノリティに関する市民の理解が進み、市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すものです。

2 制度の概要

この制度は、戸籍上の性別にとらわれず、一方または双方が性的マイノリティである二人が、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、または継続的に共同生活を行う約束をした関係であることを宣誓した事実に対して、市が証明する制度です。なお、必ずしも同居をしている必要はありません。

また、この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓された二人のパートナーとしての思いを尊重し、市として応援するものです。

3 制度の名称

「彦根市パートナーシップ宣誓制度」

4 宣誓を行うことができる方

次のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 一方または双方が性的マイノリティのカップルであること。
- (2) 一方または双方が市民であること。
- (3) 宣誓者の方以外にパートナーや配偶者がいないこと。
- (4) 双方の関係が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと。

ただし、宣誓者同士が養子縁組をしている場合を除く。

- (5) 双方が成年に達していること。

(成年とは、満20歳以上の人をいう。ただし、民法の改正により2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定)

5 手続の方法

- (1) 宣誓の日時を窓口、電話、メール等で予約してください。

(宣誓できる日時は、平日の午前9時から午後5時までです。ただし、12月29日から1月3日を除きます。)

- (2) 市職員の面前で宣誓書を記入し、必要書類を添付して提出してください。

- (3) 市が無料で「パートナーシップ宣誓書受領証」および「宣誓書受領証カード」(以下「受領証等」という。)を交付します。

6 必要な書類

- (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- (2) 独身であることを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書等)
外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書等およびその日本語訳
- (3) 本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 交付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) 宣誓書受領証カード

8 通称名の使用

性別違和等、特に理由があると認められる場合は、この制度に限り、日常生活に用いている通称名を使用することができます。

9 受領証等の返還

宣誓者の方が次のいずれかに該当する場合は、受領証等を返還していただきます。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が共に市民でなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 一方または双方が宣誓要件を満たさなくなったとき。

10 宣誓の無効

- (1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 受領証等を改ざんまたは不正に使用したとき。

11 利用可能となる行政サービスについて

制度等	概要
救急搬送証明の申請	パートナーからの申請が可能
り災証明書の申請(火災)	パートナーからの申請が可能

今後、順次拡充していく予定です。

12 民間サービスとの連携・協力について

自治体のパートナーシップ宣誓制度利用者を配偶者と同様に取り扱う民間サービス(携帯電話の家族割引や生命保険の受取人、住宅ローンにおける配偶者同様の取扱いなど)が増えてきています。本制度利用者が利用可能となる民間サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、民間企業との連携・協力を検討します。

13 制度開始予定

令和3年10月1日

14 その他

制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知・啓発に努めます。